

茅ヶ崎市監査委員告示第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定に基づき財務監査（定期監査）を執行したので、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を別紙のとおり公表します。

令和4年2月2日

茅ヶ崎市監査委員	森	誠一
同	成田	博隆
同	伊藤	素明

定期監査の結果について

茅ヶ崎市監査委員監査基準に準拠して実施した監査等の結果について、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１９９条第９項の規定により、次のとおり報告します。

1 監査等の種類

財務監査（定期監査）

2 監査等の対象

議会事務局

3 監査等の着眼点

本監査は、別に定める「財務監査の着眼点」により実施しました。

4 監査委員の除斥

議会事務局の監査においては、議員選出の監査委員である伊藤素明委員について、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１９９条の２の規定により、除斥としました。

5 監査等の実施内容（監査の対象項目）

- (1) 予算の執行に関する事務
- (2) 収入に関する事務
- (3) 支出に関する事務
- (4) 契約に関する事務
- (5) 補助金、負担金及び交付金に関する事務
- (6) 工事にに関する事務
- (7) 財産の管理に関する事務

6 監査等の日程

令和４年１月２８日（金）

7 監査等の結果

予算の執行及び所管業務等財務に関する事務は、おおむね適正かつ効率的に執行されているものと認められました。監査結果は次のとおりです。

議会事務局

予算の執行及び所管業務等財務に関する事務は、おおむね適正に行われていました。